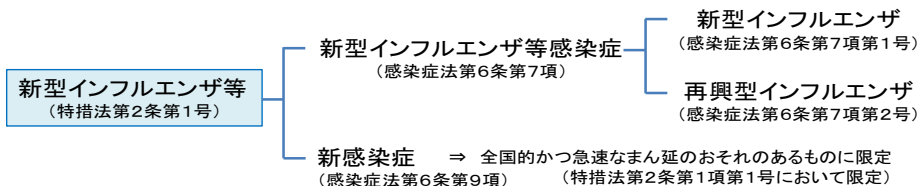


神奈川県新型コロナウイルス等対策行動計画 概要

1 新型コロナウイルスとは

人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

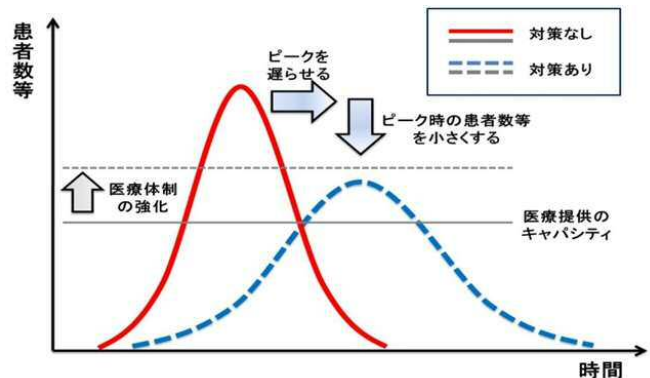


2 県行動計画の位置付け

- ・新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の規定により、作成する。
- ・神奈川県に於ける新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示す。
- ・市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定める。
- ・平成25年8月（制定）特措法施行に伴い作成
平成30年3月（改定）「抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針」の見直しに伴い改定

3 新型コロナウイルス等対策の基本的方針

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
- (2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響を最小とする。
 - 流行のピークを遅らせ、医療体制整備等の時間を確保
 - 流行のピーク時の患者数を少なくし、患者に適切な医療を提供
 - BCPの作成・実施等により、国民経済安定のための業務を維持

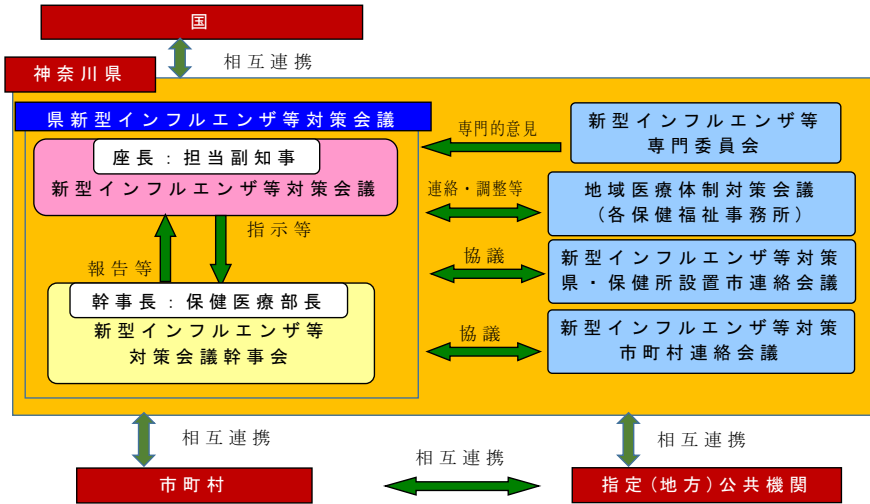


4 県行動計画の概要

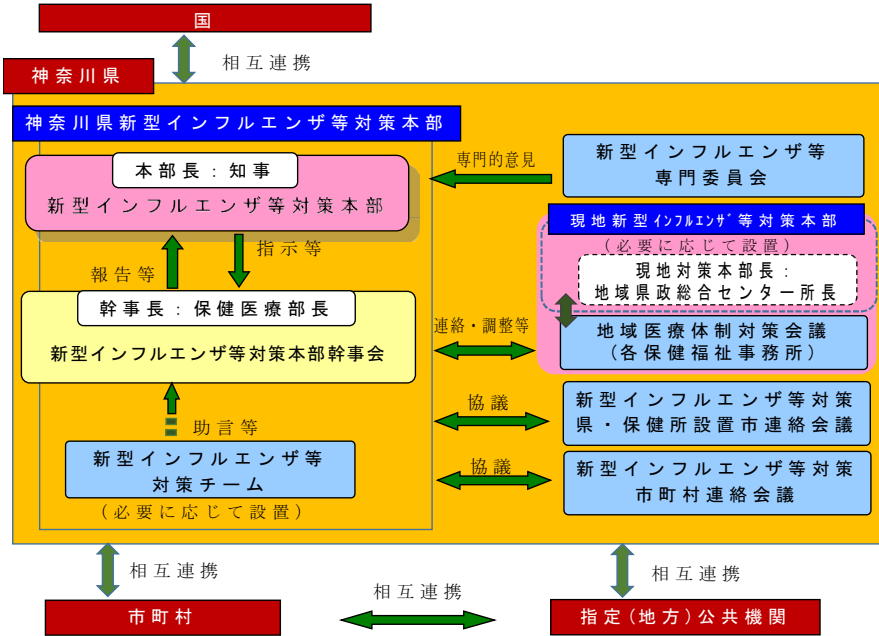
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、本部長を知事とする「神奈川県新型コロナウイルス等対策本部」を設置する。 ・神奈川県の区域に係る総合的な推進に関する対策、県が実施する措置等を定める。実施体制図参照
(2) サーベイランス・情報収集	<p>サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型コロナウイルス等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し、適時適切な対策を実施するための判断につなげる。</p>
(3) 情報提供・共有	<p>国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとれるよう、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。</p>
(4) 予防・まん延防止	<ol style="list-style-type: none"> (7) 主なまん延防止策 <ul style="list-style-type: none"> 発生初期の段階から、患者に対する入院措置、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の感染対策を実践するよう促す。 (4) 予防接種 <ul style="list-style-type: none"> ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努める。 特定接種（新型コロナウイルス等対策の実施に携わる職員に対する予防接種）及び住民接種（市町村が実施主体の予防接種）を政府対策本部の基本的方針に基づき実施する。 (9) 緊急事態措置の実施区域に指定された場合の措置 <ul style="list-style-type: none"> 国内発生した新型コロナウイルス等の状況により、国が特措法に基づき新型コロナウイルス等緊急事態宣言を行い、本県が緊急事態措置の実施区域に指定された場合、感染拡大をできるだけ抑制し社会的混乱を回避するための措置を実施する。
(5) 医療	<ol style="list-style-type: none"> ① 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センター <ul style="list-style-type: none"> 「帰国者・接触者相談センター」を設置し、発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状を有する者の相談に応じ、このセンター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診する。 ② 発生時の対応 <ul style="list-style-type: none"> 原則として、感染症法に基づき、新型コロナウイルス等の患者について、感染症指定医療機関への入院措置を行う。 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等には、一般の医療機関で診療する体制に切り替える。 ③ 医療関係者に対する要請等 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス等の患者等に対する医療の提供を行うため、必要であると認めるときは、医師・看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行う。 ④ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス等の患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、不足している場合には、県備蓄分を当該地域に放出する。
(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	<p>新型コロナウイルス等緊急事態宣言がされている場合、必要に応じた対策を行う</p> <p>「外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示」「住民に対する予防接種の実施」「医療提供体制の確保」「緊急物資の運送の要請・指示」「政令で定める特定物資の売渡しの要請・取用」等</p>

新型インフルエンザ等対策の実施体制について

【未発生期の実施体制図】



【海外発生期以降の実施体制図】



新型インフルエンザ等対策の主な流れ（イメージ）

発生期 項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
①実施体制	・行動計画の作成と見直し ・体制の整備と連携強化	・新型インフルエンザ等の発生 ・対策本部の設置	・行動計画及び基本的対処方針に基づき、県対策本部で確認・検討した新型インフルエンザ等対策を推進 等			・対策本部の廃止 ・対策の見直し
②サーベイランス・情報収集	・通常のインフルエンザサーベイランスの実施	・衛生研究所等におけるPCR検査体制の整備	・衛生研究所等におけるPCR検査の実施	・PCR検査の実施、患者数が増えた場合は重症者に限定		
	・通常のサーベイランス	・患者及び入院患者の全数把握を開始	・患者及び入院患者の全数把握、学校等での集団発生把握を実施	・全数把握は中止し、通常のサーベイランスを実施	・学校等での集団発生把握の強化	
③情報提供・共有	・継続的な情報提供と体制整備	あらゆる媒体を使った情報提供 ・コールセンター等の設置			・コールセンター等の体制を緩和	・情報提供のあり方の見直し
④予防・まん延防止	・個人における対策、地域対策・職場対策の普及、周知	県民等へマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの推奨（一般的な感染対策、食品安全対策） ◎県民への不要不急の外出の自粛等の要請（政府対策本部の基本的対処方針で運用方法決定） ◎学校、社会福祉施設、興行場等での使用制限等の要請（法で定める多数の者が利用する施設）				・流行の第二波に備える
	・特定接種住民接種の接種体制の構築	・国によるワクチン株の決定・入手	・製造会社によるワクチンの製造・出荷	・市町村によるパブリックコメントの住民への接種（住民接種）		
⑤医療	・地域医療体制の整備、感染期に備えた医療の確保	・帰国者・接触者相談センターの設置	・帰国者・接触者相談センターの充実・強化（24時間体制）	・帰国者・接触者相談センターの中止	・帰国者・接触者相談センターの中止	・通常の体制に戻す ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
		・帰国者・接触者外来の設置	・帰国者・接触者外来による診療	・帰国者・接触者外来による診療のほかに一般の医療機関による診療に移行	・帰国者・接触者外来の中止	・通常の体制に戻す
		・医療関係者への医療等の実施の要請等				
		・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	・備蓄量の把握	・必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与	・必要に応じて県備蓄分の放出	
⑥県民生活・県民経済の安定	・指定地方公共機関における業務計画の策定 ・物資及び資材の準備	生活関連物資等の安定化のための監視、要支援者への支援 等				◎緊急事態宣言がされている場合の業務の再開、緊急事態措置の縮小・中止
			◎緊急物資の運送の要請、医薬品又は医療機器の配送の要請・指示 ◎特定物資の受け渡しの要請、収用、保管命令 ◎緊急時の埋葬又は火葬の特例実施			

「◎」は、神奈川県が、「新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施区域」になった場合に、法令に定める条件のもと、実施する措置をいう。（特措法第32条第1項第2号）

※ 新型インフルエンザ等感染症について、特措法においては、広域自治体である神奈川県が一元化して措置等を実施することとしている。感染症法においては、神奈川県と保健所設置市が担っている。

※ 衛生研究所等は、神奈川県衛生研究所、横浜市衛生研究所、川崎市健康安全研究所、相模原市衛生研究所及び横須賀市健康安全科学センターが該当する。